

地域住民の皆様へ

UAV(ドローン)を使用した測量実施のお知らせ

●UAV(ドローン)による測量実施について

令和8年度1年目作業の一つとして、UAV(ドローン)を使用した測量を実施地域内において行います。

本作業は、航空法第132条により国土交通大臣の許可承認に基づき行われます。

作業は設定高度である150m以下の上空で、あらかじめ計画した飛行経路に沿って、実施地域内の撮影を行います。本作業は、地図作成をする上で必要な作業となっておりますが、実施地域内の居住者個人を特定する情報並びにプライバシーを侵害する情報が写り込まない措置を講じて作業を行います。

また、取得した情報は地図作成事業以外の使用並びに作業機関及び運航事業者以外の第三者に情報を提供することは一切ありません。

つきましては、本作業の内容をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【作業期間】

令和8年9～10 月ごろ(予定)の天候が良く、風が弱い日に飛行させ撮影を行います。飛行時間は、1回30分程度、1日に複数回飛行させます。(作業は2日間程度の予定です。)

離着陸時にはプロペラの回転音が発生いたしますが、何卒ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本作業は天候により期間を延長せざるを得ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お問い合わせ・連絡先

【地図作成全般】

石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎
金沢地方法務局 不動産登記部門地図整備室

担当者：吉田

TEL 076-292-7820

【UAV測量について】

作業内容の詳細については作業機関までお問い合わせください。

作業機関：

あおぞら土地家屋調査士法人
担当 土地家屋調査士 多田貴久
TEL 082-942-1100

